

厚生保健委員会

健康福祉部健康増進課

市施設における受動喫煙防止対策の基本方針改正について

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 78 号)が平成 30 年 7 月 25 日に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められた。

このため、別紙 1 のとおり、「市施設における受動喫煙防止対策の基本方針」を改正し、今後の受動喫煙防止対策を一層推進していく。

1 主な改正内容

(1) 基本的な考え方

【改正前】

- ・敷地内又は建物内禁煙とし、将来的には全施設敷地内禁煙を目指すものとする。

【改正後】

- ・市施設の類型に応じ、対策を実施する。
 - ① 第一種施設 (学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等)
敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所は設置しない)
 - ② 第二種施設 (第一種施設以外の多数の者が利用する施設)
原則敷地内禁煙とし、観光施設や貸館施設等、敷地内禁煙が困難な場合は、屋内禁煙とする。

(2) 子どもなどが利用する施設や屋外における対策

【改正前】

- ・屋外の喫煙場所の位置などについて、受動喫煙防止のために配慮すること。
- ・建物内禁煙の施設は、煙が屋内に入らないように喫煙場所の位置について考慮すること。

【改正後】

- ・第二種で屋内禁煙とする施設は、喫煙場所を施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。
- ・公園等の屋外においては、利用者や周囲の状況に応じ必要な対策に努める。

2 今後のスケジュール

- 6 月 5 日 広報はままつへ掲載
- 7 月 1 日 第一種施設における対策実施
- 2020 年 4 月 1 日 第二種施設における対策実施

市施設における受動喫煙防止対策の基本方針（改正案）

受動喫煙防止対策検討会事務局
健康増進課・アセットマネジメント推進課・職員厚生課
平成15年7月24日作成
平成23年2月4日改正
平成31年3月7日改正

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）が平成30年7月25日に公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等が定められた。

このため、「市施設における受動喫煙防止対策の基本方針」を下記のとおり改正し、今後の受動喫煙防止対策を推進していくものとする。

記

1 基本的な考え方

市施設の類型（第一種施設（健康増進法第28条第5号関係）、第二種施設（健康増進法第28条第6号関係））に応じ、対策を実施する。

- (1) 第一種施設（学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等）は、敷地内禁煙とする。屋外に「特定屋外喫煙場所」は設置しない。
- (2) 第二種施設（第一種施設以外の多数の者が利用する施設）は原則敷地内禁煙とし、観光施設や貸館施設、宿泊施設、自治会管理施設等、敷地内禁煙とすることが困難な場合は、屋内禁煙（喫煙専用室内のみ喫煙可）とする。
（例：アクトシティ浜松、文化ホール、学習等供用施設など）

2 実施時期

第一種施設については、2019年7月1日とする。

第二種施設については、2020年4月1日とする。

3 望まない受動喫煙が生じないよう、子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

- (1) 第二種施設で屋内禁煙として対応する施設においては、喫煙場所を施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しない。
- (2) 公園等の屋外においては、子どもなど施設の利用者や周囲の状況に応じ、必要な対策に努めるものとする。

市施設における受動喫煙防止対策の基本方針

受 動 喫 煙 防 止 対 策 検 討 会
事務局：健康増進課・アセットマネジメント推進課・職員厚生課
平成15年7月24日作成
平成23年2月4日改正

健康増進法の施行に伴い、同法第25条「受動喫煙の防止」の規定及び厚生労働省の通知「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号）により、官公庁施設をはじめとして多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止のための努力義務が課せられ、少なくとも官公庁は全面禁煙が望ましいとされたところである。

受動喫煙防止のための措置としては、敷地内を全面禁煙する方法と建物内を全面禁煙する方法等があり、施設の目的、利用状況、規模、構造等に応じ、適時・適切な対応を図る必要がある。

このため、市施設における受動喫煙防止対策の基本方針を下記のとおり改正し、今後の受動喫煙防止対策を進めていくものとする。

記

1 基本的な考え方

市施設においては、敷地内又は建物内禁煙とする。また将来的には全施設敷地内の全面禁煙を目指すものとする。

なお、観光施設や貸館施設などで、敷地内又は建物内禁煙とすることが現状において困難な場合は、当面、可能な限りの禁煙に取り組むものとする。

2 実施時期については、平成23年4月からとする。

3 今後においても受動喫煙防止の趣旨を踏まえ、各施設の現状を常に再点検し、可能な限りその対策に努めるとともに、次の点に配慮するものとする。

- (1) 子どもの利用が想定される施設については、屋外であっても子どもが煙を吸うことがないように喫煙場所の位置など、受動喫煙防止のための格別の配慮をすること。
- (2) 建物内禁煙として対応する施設においては、煙が屋内に入らないよう喫煙場所の位置について考慮すること。

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の種類・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の種類・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- 第一種施設
 - ・学校、児童福祉施設
 - ・病院、診療所
 - ・行政機関の庁舎 等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年
7月1日
施行

- 第二種施設
 - ・事務所
 - ・工場
 - ・ホテル、旅館
 - ・飲食店
 - ・旅客運送用事業船舶、鉄道
 - ・国会、裁判所 等

上記以外の施設*

- * 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

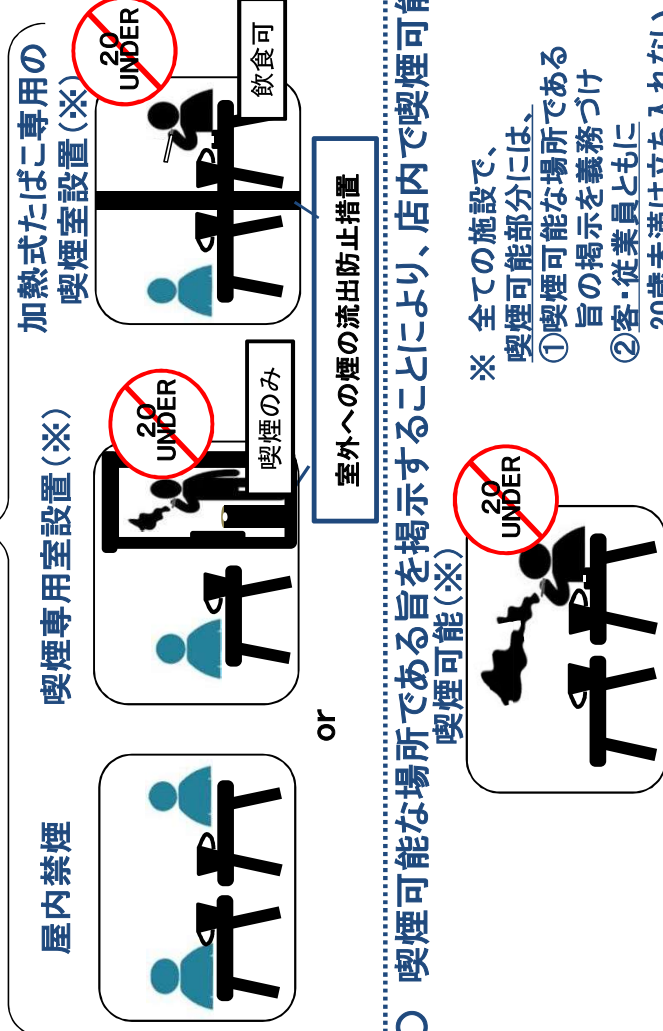
【経過措置】

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

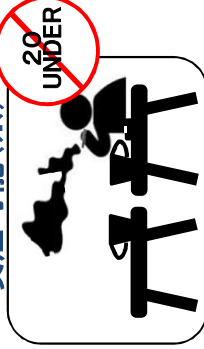
○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要）

経営判断により選択



○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、喫煙可能部分には、

- ① 喫煙可能な場所である旨の掲示を義務づけ
- ② 客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

2020年
4月1日
施行

喫煙目的施設

- 喫煙を主目的とする施設
- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 ・公衆喫煙所

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

- 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮
(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。
子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行